

○相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例

昭和62年6月25日

条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、ホテル等の建築の適正化に関し必要な事項を定めることにより、青少年の健全な育成を図るとともに、快適で良好な生活環境の実現に資することを目的とする。

(全部改正〔平成24年条例17号〕)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ホテル等 旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)第2条第2項及び第3項に規定する旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の用に供する施設をいう。

(2) 建築 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第13号から第15号までに規定する建築(規則で定める増築又は改築を除く。)、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は同法第87条第1項に規定する用途の変更をいう。

(一部改正〔平成24年条例17号・30年38号〕)

(ホテル等の形態等)

第3条 ホテル等を建築し、又は建築しようとする者は、ホテル等の形態等が、青少年の健全な育成及び快適で良好な生活環境の実現に反するものとならなければならない。

(一部改正〔平成24年条例17号〕)

(構造等の基準)

第4条 ホテル等は、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。ただし、規則で定める簡易宿所で市長が青少年の健全な育成及び快適で良好な生活環境の実現に反するおそれがないと認めるものにあつては、次の各号のいずれかの規定を適用しないことができる。

(1) 外部から内部を見通すことができ、客その他の関係者(以下「客等」という。)が、営業時間中必ず通過し、自由に出入りすることのできる玄関を有すること。

(2) 玄関に近接し、客等が自由に利用することのできるロビー又は応接室若しくは談話室(以下「ロビー等」という。)を有すること。

(3) ロビー等と一体で、開放的に客等と応接できるフロント又は帳場を有すること。

(4) 食堂、レストラン又は喫茶室及びこれらに付随する調理室又は配膳室を有すること。

(5) 会議、宴会、催物等に使用することのできる施設を有すること。

(6) 総客室に対する定員別の客室の構成が、規則で定める割合を有すること。ただし、規則で定める法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設については、この限りでない。

(7) 建築物の敷地は、樹木等による緑化に努めたものであること。

(8) 建築物、広告物及び広告物を掲出する物件の形態、意匠及び色彩は、付近の住環境を損なわないもので、かつ、都市景観上の配慮がなされたものであること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、ホテル等の建築の適正化のために必要な基準で規則で定めるもの

2 前項第2号から第5号まで及び第7号に掲げる構造物については、業種及び収容人員に相応した規模及び態様のものとしなければならない。

(一部改正〔平成24年条例17号・30年38号〕)

(事前相談)

第5条 ホテル等を建築しようとする者(以下「建築主」という。)は、あらかじめ規則で定めるところにより、市長に事前相談書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による事前相談書の提出を受けたときは、建築主に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

3 市長は、事前相談書の内容を確認し、規則で定める事項を満たしていると認めるときは、事前相談が終了した旨を建築主に通知するものとする。

(追加〔平成24年条例17号〕)

(届出及び同意)

第6条 前条第3項の通知を受けた者は、規則で定めるところにより届出を行い、市長の同意を得なければならない。

2 市長は、前項の同意を行うときは、あらかじめ、相模原市ホテル等建築審議会の意見を聴かなければならない。

(一部改正〔平成24年条例17号〕)

(同意の制限)

第7条 市長は、前条第1項に規定する届出に係るホテル等が、第4条に規定する構造等の基準に適合していないと認めるときは、当該ホテル等の建築について同意を行うことができない。

(一部改正〔平成24年条例17号〕)

(指導等)

第8条 市長は、[第6条第1項](#)の規定により届出を行う建築主に対して、当該届出に係る建築について必要な指導又は助言を行うことができる。

(一部改正〔平成24年条例17号〕)

(計画の公開)

第9条 建築主は、規則で定めるところにより、当該建築物の敷地内の公衆の見やすい場所に、当該建築の計画の概要を記載した標識を設置しなければならない。

2 建築主は、あらかじめ、当該建築の計画について、当該敷地付近の住民等から説明会の開催の要求があつたときは、これに応じなければならない。

(一部改正〔平成24年条例17号〕)

(中止命令)

第10条 市長は、[第6条第1項](#)の規定に違反し、又は虚偽の届出をして、ホテル等を建築し、又は建築しようとする者に対し、当該建築の中止を命ずることができる。

(一部改正〔平成24年条例17号〕)

(公表)

第11条 市長は、[前条](#)の規定による市長の命令に従わない者があるときは、当該事実の公表を行うことができる。

(一部改正〔平成24年条例17号〕)

(勧告)

第12条 市長は、ホテル等を建築し、又は建築しようとする者に対し、[この条例](#)を遵守させるため、必要な勧告をすることができる。

2 市長は、ホテル等の建築後に[第6条第1項](#)の届出と当該ホテル等の構造等が相違することを知つたときは、当該ホテル等の所有者、管理者等に対して、原状回復を勧告することができる。

(一部改正〔平成24年条例17号〕)

(立入調査)

第13条 市長は、[この条例](#)の施行に必要な限度において、職員に当該建築物、建築物の敷地又は建築現場に立ち入り、必要な調査を行わせることができる。ただし、日出前及び日没後においては、関係者の承諾があつた場合を除き、立入調査を行つてはならない。

2 [前項](#)の規定により、立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 [第1項](#)の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(一部改正〔平成24年条例17号〕)

(罰則)

第14条 [第10条](#)の規定による市長の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

2 [前条](#)の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した者は、2万円以下の罰金に処する。

(一部改正〔平成4年条例10号・24年17号〕)

(両罰規定)

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し[前条](#)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して[同条](#)の罰金刑を科する。

(一部改正〔平成24年条例17号〕)

(委任)

第16条 [この条例](#)の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成24年条例17号〕)

附 則 抄

(施行期日)

1 [この条例](#)は、昭和62年9月1日から施行する。

(一部改正〔平成17年条例141号〕)

(経過措置)

2 [この条例](#)は、昭和62年9月1日(以下「施行日」という。)以後のホテル等の建築(施行日前において、建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書を受理したホテル等の当該建築を除く。)について適用する。

(一部改正〔平成17年条例141号〕)

3 [この条例](#)の施行の際現に存するホテル等(以下「既存ホテル等」という。)が、[第4条](#)の規定による構造等の基準に適合せず、又は適合しない部分を有する場合には、当該既存ホテル等又は既存ホテル等の部分に対しては、当該規定は、適用しない。

(編入前の津久井町及び相模湖町の区域内における適用の対象)

4 [この条例](#)は、津久井町及び相模湖町の編入の日(以下「編入日」という。)前の津久井町及び相模湖町の区域内に現に存するホテル等については編入日以後に[第2条第2号](#)に規定する建築に係る建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けるものから適用する。

(追加〔平成17年条例141号〕、一部改正〔平成18年条例115号〕)

(津久井町の編入に伴う経過措置)

- 5 津久井町の編入の日前に旧津久井町ラブホテル建築規制条例(昭和59年津久井町条例第23号。以下「旧町条例」という。)第6条の規定により締結された協定については、なお効力を有する。
(追加〔平成17年条例141号〕)
- 6 前項に規定するもののほか、津久井町の編入の日前に旧町条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
(追加〔平成17年条例141号〕)
(編入前の城山町及び藤野町の区域内における適用の対象)
- 7 この条例は、城山町及び藤野町の編入の日(以下「2町の編入の日」という。)前の城山町及び藤野町の区域内に現に存するホテル等については2町の編入の日以後に第2条第2号に規定する建築に係る建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けるものから適用する。
(追加〔平成18年条例115号〕)
附 則(平成4年3月27日条例第10号)
 - 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
 - 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則(平成17年12月21日条例第141号)
この条例は、平成18年3月20日から施行する。
附 則(平成18年12月25日条例第115号)
この条例は、平成19年3月11日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、公布の日から施行する。
附 則(平成24年3月27日条例第17号)
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(附属機関の設置に関する条例の一部改正)
 - 2 附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
附 則(平成30年4月27日条例第38号)
この条例は、平成30年6月15日から施行する。